



平成19年8月28日

各 位

会 社 名 日立金属株式会社
代 表 者 名 執行役社長 持田 農夫男
(コード番号 5486 東証・大証第一部)
問 合 せ 先 コミュニケーション室長 浜本 直樹
(TEL.03-5765-4073)

2016年満期ユーロ円建取得条項（額面現金決済型）付転換社債型新株予約権付社債及び 2019年満期ユーロ円建取得条項（額面現金決済型）付転換社債型新株予約権付社債 の発行に関するお知らせ

当社は、2007年8月28日開催の取締役会において、2016年満期ユーロ円建取得条項（額面現金決済型）付転換社債型新株予約権付社債及び2019年満期ユーロ円建取得条項（額面現金決済型）付転換社債型新株予約権付社債（以下合わせて「本新株予約権付社債」という。）各払込総額200億円（グリーンシュエーション20億円を含む。）、両社債合計払込総額上限400億円の発行を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景: 当社の経営戦略】

当社は、創業以来、「最良の会社」を具現して社会に貢献することを経営理念とし、特色ある高度な技術開発力を持つ高機能部品材サプライヤーとして、自動車やエレクトロニクス、産業インフラ等、様々な事業分野で広範なビジネスを展開しています。

当社は、当社グループが有する経営資源を最大限活用して、グループの企業価値を引き上げ、世界の市場における持続的成長の実現を目指しております。当社は、その実現のために2010年ビジョンを掲げ、アクションプランとして、2006年度から3カ年度を対象とする2008年度中期経営計画を実行しています。当社の生命線であるモノづくり力を徹底強化することにより、財務体質の強化、生産プロセス改革、新製品比率拡大、グローバル経営を推進し、さらなる堅固な体質づくりに取り組んでおります。

また、当社は、電子・情報部品セグメントの中核事業である磁性材料事業の競争力を一層強化するため、マグネット・セラミックス等の製造・販売事業を営んでいた株式会社NEOMAX（以下「NEOMAX」という。）について、昨年12月に実施した公開買付けにより株式を追加取得し、本年4月1日をもって合併いたしました。この経営資源の一体化により、当社グループは、金属、酸化物およびプラスチック系等を含む複合系の硬質・軟質磁性材料を有する、世界唯一の企業集団となり、磁性材料事業は2010年、あるいはそれ以降の持続的成長の大きな柱となるものと考えております。地球環境保護への対応を背景に、お客様のニーズを叶える最適なソリューションを提供し、NEOMAXが有していた開発力と当社が有する技術力をうまく結合させながら、コア技術の相互活用や、硬質磁性材料と軟質磁性材料の組み合わせによる新用途開発を進め、シーズ・ニーズの共有化を図ってまいります。

今後もあらゆる成長機会を捉えながら、企業体質の強化に努め、持続的成長の実現を目指してまいります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

【調達資金の用途】

本資金調達に係る発行手取り金は、全額、当社が2006年12月に実施したNEOMAX株式の公開買付けの際に調達した短期借入金の一部返済に充当する予定です。

【本新株予約権付社債を発行するに当たっての当社の狙い】

資金調達手段の選択にあたり、当社は、中長期的な金利上昇が予想されるなか、既存株主に配慮し、希薄化を大幅に抑制した負債性の長期資金を、出来るだけ低コストで調達できる手法を検討した結果、本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンで発行されるため、金利負担を抑制しつつ、短期負債を長期性資金に置き換えることにより、財務安定性を高めることができます。また、本新株予約権付社債は、時価を大幅に上回る転換価額の設定及び120%転換制限条項¹、更に会社法に基づく新株予約権の取得条項（額面現金決済型）²が付与されており、希薄化抑制を重視し、既存株主に配慮した、負債性の高い設計となっております。

また、本新株予約権付社債は異なる満期を組み合わせることにより償還期限を分散し、負債残高を管理できる一方、社債権者の選択による繰上償還請求権や当社の選択による任意繰上償還権を付与することにより、財務の柔軟性を確保すると同時に、NEOMAXとの統合効果の発現期間に対応するような、長期の満期設定を可能としております。

1 【転換制限条項について】

株価が転換価額の一定水準を一定期間以上上回らない限り、投資家が新株予約権を行使できない条項。本件においては原則として、前四半期の最終30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社の株価終値が転換価額の120%を超えた場合に限って、投資家は新株予約権を行使することができます。但し、満期償還期日の3ヶ月前の日以降、いつでも新株予約権の行使が可能となります。

2 【取得条項（額面現金決済型）について】

本新株予約権付社債には、会社法に基づき、下記の財産の交付と引き換えに本新株予約権付社債を取得する権利が付与されます。当社が今回採用した取得条項（額面現金決済型）では、当社は、自己の裁量により、9年債においては5年後以降、12年債においては7年後以降、一定期間の事前通知を行ったうえで、各本新株予約権付社債につき(i)額面金額の100%に相当する金額及び(ii)転換価値（以下に定義する）から額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAPで除して得られる数の当社普通株式（株式数は、下記の計算式で算出される）を交付財産として、残存する本新株予約権付社債の全部を取得することができます。

- 転換価値：（払込金額 ÷ 最終日転換価額） × 1株当たり平均VWAP
- 1株当たり平均VWAP：当社が取得通知をした日の翌日から5取引日目の日が始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値
- 最終日転換価額：上記1株当たり平均VWAPの計算期間の最終日の転換価額

これにより従来の転換社債と同様の経済的効果をもたらしつつも、株価の上昇時においても大幅な希薄化の抑制が可能となります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

記

2016年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称

日立金属株式会社2016年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100%(各本社債の額面金額1,000,000円)

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2007年9月13日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Nomura International plcを主幹事引受会社兼ブックランナーとする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付の申込は条件決定日(下記6.(4)(ロ)に定義する。)の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。なお、当社は、幹事引受会社に対し、2007年9月7日(ロンドン時間)までに当社に通知することにより、本社債の額面金額合計額20億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

(2) 新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の102.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に際し交付する株式数に1株未満の端数がある場合はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法(平成17年法律第86号)に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、当該行使請求の時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。

(2) 発行する新株予約権の総数

18,000個及び上記5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を1,000,000円で除した個数(2,000個を上限とする。)並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することのある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000,000円で除した個数の合計数。なお、本社債の額面1,000,000円に付する本新株予約権の数は1個とする。

(3) 新株予約権の割当日

2007年9月13日

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

- (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。
- (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表執行役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日（以下「条件決定日」という。）における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.42を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い、組織再編等（下記7.(3)(ロ)に定義する。以下同じ。）その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (二) 転換価額は、(A)組織再編等が生じた場合であってかつ下記7.(3)(ロ) (i)乃至(iv)のいずれかの条件を充たす旨の通知を当社が本社債権者（下記7.(3)(ロ)に定義する。）に送付した場合、又は(B)下記7.(3)(ロ) (A)又は(B)記載の繰上償還が可能となる場合、転換価額減額期間（以下に定義する。）において、以下に述べる転換価額に減額されるものとする。減額後の転換価額は、上記(ロ)に従い当初転換価額が決定された日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日（以下に定義する。）時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は条件決定日における当社普通株式の終値とし、最高額は当初転換価額とする。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、当初転換価額の決定と同時に決定する。
- 「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記(A)の場合は、転換価額減額開始日から当該組織再編等の効力発生日の5東京営業日前の日までの期間をいい、上記(B)の場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。
- 「転換価額減額開始日」とは、上記(A)又は(B)の通知の日から10東京営業日（下記7.(3)(ロ) (B)但書記載の場合は2東京営業日）以内の日で当社が指定する日をいう。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2007年9月27日から2016年8月30日までとする。但し、下記7.(3)(ロ)乃至記載の繰上償還の場合には、当該償還日の3東京営業日前の日の営業終了時(行使請求地時間)まで(但し、下記7.(3)(ロ)記載の繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。)、下記7.(3)(ハ)及び7.(3)(ニ)記載の繰上償還の場合には、償還通知書が下記7.(6)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、下記7.(3)(ホ)記載の買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び下記7.(3)(ヘ)記載の期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。

上記にかかわらず、当社が下記(8)に従って本社債を取得する場合は、当該取得の通知の翌日から当該取得日までの期間中、及び当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間(但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。)中は、本新株予約権を行使することはできない。また、下記7.(3)(イ)及び(ロ)乃至(ニ)に従って本社債が償還された場合、下記7.(3)(ホ)に従って本社債が消却された場合及び本社債が失効した場合は、会社法第287条に従い、当該本社債に係る本新株予約権は当然に消滅する。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ) 2016年6月13日まで(同日を含まない。)は、本社債権者は、ある四半期の最後の取引日(下記(8)に定義する。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日まで(2016年4月1日から始まる四半期については、2016年6月13日まで)の期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及びの期間は適用されない。

(i) 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付(格付がなされた場合に限る。以下同じ。)がBBB以下である期間、又は(ii)R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間

当社が、本新株予約権付社債権者に対して、下記7.(3)(ロ)記載の当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間

当社が組織再編等を行うにあたり、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

(8) 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、2012年9月13日以降、当社の株式が該当証券取引所(以下に定義する。)に上場されていることを条件として、本社債権者に対する通知(以下「取得通知」という。)を行うことにより、取得日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。この場合、

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社は、本(8)により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債（本新株予約権を除く。）の対価として額面金額の100%に相当する金額、及び(ii)転換価値（以下に定義する。）から額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、その時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。）をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日（以下に定義する。）目の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。

本(8)において「取引日」とは、該当証券取引所（東京証券取引所又は、当社若しくは承継会社等（下記(10)に定義する。）の普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、当該普通株式が上場（店頭登録又は証券取引所における取引を含む。）されている日本国内の主要な証券取引所若しくは証券市場をいう。）が開設されている日をいい、当社の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。当該20連続取引日中に上記(4)(八)又は(二)記載の転換価額の調整又は減額事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の払込金額}}{\text{最終日転換価額}} \times \text{1株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価額をいう。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本社債の出資により本新株予約権が行使されると本社債は直ちに消却され、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

(10) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が発生した場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)当該時点で適用のある法律上（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、これを行うことが可能であり、(ii)そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社であるUnion Bank of California, N.A. (以下「受託会社」という。)に対して下記7.(3)(ロ) (iv)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受けることが予定されている会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)又は(二)と同様の調整に服する。

- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(イ)及び(ロ)と同様の制限を受ける。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (ハ) 上記(イ)の定めに従い承継会社等の新株予約権が発行される場合、当該組織再編等の効力発生日をもって本新株予約権は消滅し、本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書に基づく義務は承継会社等が引き受け又は承継するものとする。当社は、本社債及び当該信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

180億円及び上記5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額(20億円を上限とする。)の合計額を合計した額。

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 本社債の償還の方法及び期限

(イ) 満期償還

2016年9月13日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(ロ) 当社の選択による繰上償還

任意繰上償還

当社は、2012年9月13日以降いつでも、本新株予約権付社債の所持人(以下「本社債権者」という。)に対して、30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は撤回することができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%で繰上償還することができる。

税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記(9)(イ)記載の特約に基づく追加額の支払義務を負うこと及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる追加額の支払義務を回避し得ないことを受託会社に了解させた場合、当社は、その選択により、本社債権者に対する30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知(かかる通知は撤回することができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当該時点で本社債に関する支払期日が到来したと仮定した場合において、当社が当該追加額の支払をしなければならないこととなる最初の日に先立つ90日より前にかかる通知を行うことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(9)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(9)(イ)記載

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

組織再編等による繰上償還

組織再編等が発生した場合で、かつ(i)当該時点において適用ある法律に従い(当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。)、上記6.(10)記載の措置を講ずることができない場合、(ii)法律上は上記6.(10)記載の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(iii)当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の証券取引所若しくは証券市場の運営組織から得ていない場合、又は、(iv)上記6.(10)記載の措置を講じたとしても、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場されないことを、上記株主総会若しくは取締役会における承認日時点において当社が予想している場合には、当社は、実務上可及的速やかに受託会社に対して上記(i)乃至(iv)のいずれかの条件が満たされた旨の代表執行役が署名した証明書を送付し、かつその旨を本社債権者に通知したときは、本社債権者に対して、8東京営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日の前東京営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、額面金額の100%で(本社債について下記(9)(イ)記載の追加支払額がある場合は当該追加支払額と合わせて)繰上償還することができる。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- (a) 当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)
- (b) 資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却又は移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が第三者に移転される場合に限る。)
- (c) 会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が承継会社に承継される場合に限る。)
- (d) 株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)
- (e) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるもの

上場廃止等による繰上償還

(A) (i)証券取引法(金融商品取引法施行後の同法を含む。以下同じ。)に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、証券取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場(店頭登録又は証券取引所における取引を含む。以下本において同じ。)が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が上場を維持するよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合(以下「上場廃止事由」という。)には、当社は、本社債権者に対して、8東京営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該上場廃止事由に係る上記6.(4)(二)記

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

載の転換価額減額期間の最終日の5東京営業日後の日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、その額面金額の100%で(本社債について下記(9)(イ)記載の追加支払額がある場合は当該追加支払額と合わせて)繰上償還することができる。

(B) 上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本 に記載の本社債の償還は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該公開買付けの最初の決済日から60日以内に生じない場合、当社は、本社債権者に対して、8東京営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該上場廃止事由に係る上記6.(4)(二)記載の転換価額減額期間の最終日の5東京営業日後の日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、その額面金額の100%で(本社債について下記(9)(イ)記載の追加支払額がある場合は当該追加支払額と合わせて)繰上償還することができる。

当社が上記 及び本 の両方に基づき本社債を償還することができる場合には、上記 の手続が適用されるものとする。

(八) 本社債権者の選択による繰上償還(組織再編等又は上場廃止事由が発生した場合を除く。)

本社債権者は、その保有する本社債を2010年9月13日又は2013年9月13日(以下個別に又は併せて「選択的償還期日」という。)において、その額面金額の100%で(当該社債について下記(9)(イ)記載の追加支払額がある場合は当該追加支払額と合わせて)償還するように当社に対し請求する権利を有する。かかる請求権を行使するために、本社債権者は、当該選択的償還期日に先立つ30日以上60日以内の間に所定の様式の償還請求通知書を作成し、当該本社債を表章する本新株予約権付社債券(下記(4)に定義する。)を添付して下記(6)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の指定された事務所に提出しなければならない。かかる償還請求は取消し不能であり、当社の書面による同意のない限り撤回することができない。

但し、当社が、上記(ロ)乃至 に基づく繰上償還に係る本新株予約権付社債の要項所定の通知又は上記6.(8)記載の取得通知を行った場合、当該各通知の前後にかかわらず、本(八)に優先して上記(ロ)乃至 に基づく繰上償還又は上記6.(8)に基づく本新株予約権付社債の取得の規定が適用されるものとする。

(二) 組織再編等及び上場廃止事由が発生した場合の本社債権者の選択による繰上償還

上記6.(4)(二)に従い転換価額の減額がなされる場合、本社債権者は、その保有する本社債を、上記6.(4)(二)記載の転換価額減額開始日以降、その額面金額の100%で(当該社債について下記(9)(イ)記載の追加支払額がある場合は当該追加支払額及び償還プレミアム(以下に定義する。))と合わせて)償還するように当社に対し請求する権利を有する。かかる請求権を行使するために、本社債権者は、上記6.(4)(二)記載の転換価額減額期間の最終日の5東京営業日以前に所定の様式の償還請求通知書を作成し、当該本社債に係る本新株予約権付社債券を添付して下記(6)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の指定された事務所に提出しなければならない。かかる償還請求は取消し不能であり、当社の書面による同意のない限り撤回することができない。当社は、当該転換価額減額期間の最終日の2東京営業日後の日において、通知がなされた全ての本新株予約権付社債を償還するものとする。

「償還プレミアム」とは、本新株予約権付社債の発行日における額を本社債の額面金額の2.5%、上記(イ)記載の償還期限における額をゼロとし、当該償還日に応じて、1年を365日とする線形補間により計算される金額をいう。

但し、当社が、上記(ロ)又は に基づく繰上償還に係る本新株予約権付社債の要項所定の通知又は上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

記6.(8)記載の取得通知を行った場合、当該各通知の前後にかかわらず、本(二)に優先して上記(ロ)又はに基づく繰上償還又は上記6.(8)に基づく本新株予約権付社債の取得の規定が適用されるものとする。当社が、上記(ロ)又はに基づく繰上償還に係る本新株予約権付社債の要項所定の通知を行った場合、当該各通知の前後にかかわらず、上記(ロ)又はに基づく繰上償還の規定に優先して本(二)が適用されるものとする。

(ホ) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。なお、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又はその消却のため当社に引渡すことができる。

(ヘ) 債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債の要項で定める、本社債に関する支払遅延、当社又はその主要子会社について、元本10億円以上の金銭債務若しくは保証債務の不履行、倒産手続きの開始、倒産若しくは解散の命令、解散の決議、支払い停止、事業の停止、又は重要な財産に対する執行が生じた場合で、かつ、受託会社が、自らの裁量又は社債権者集会の特別決議に基づき、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、プレミアム（もしあれば）及び以下に定める遅延利息と共に、その額面金額の100%を直ちに償還しなければならない。

遅延利息は、下記(6)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人が指定するユーロ円市場における主要な銀行によって引用される、債務不履行の日の午前11時（ロンドン時間）現在の3ヶ月円預金に係るオフアード・レートと等しいものとして、当該主支払・新株予約権行使請求受付代理人が決定する年率を額面金額に乗じた額をいう。

(ト) 償還場所

下記(6)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の営業所において支払う。

(4) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(5) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(6) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

株式会社三菱東京UFJ銀行ロンドン支店を主支払・新株予約権行使請求受付代理人とする。

(7) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

Union Bank of California, N.A.

(8) 社債の担保又は保証

該当なし。

(9) 特約

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき、日本国又はその他の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本社債権者に対し、当該

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加額を支払う。

(ロ) 担保提供制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、外債（以下に定義する。）について、(i)当該外債に関する支払、(ii)当該外債の保証に基づく支払、又は(iii)当該外債に関する補償その他これに類する他の債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の所持人の利益のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産、資産又は収入の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存在させないものとする。但し、(a)本社債について、受託会社の満足する内容で、かかる外債、保証、補償若しくはこれらに類するその他の債務に係る上記担保と同順位の担保を提供し、又は上記担保と実質的に同一の条件の取決めを行う場合、又は(b)受託会社が、その完全な裁量において、本社債権者にとって著しく不利益ではないと判断し、若しくは、本新株予約権付社債の社債権者集会特別決議において承認された、その他の担保、保証、補償その他これに類する債務若しくは取決めを本社債にも提供する場合はこの限りでない。

本項において、「外債」とは、ある者が発行するボンド、ディベンチャー、ノートその他これに類する証券のうち期間1年超のもので、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券、又は円貨建てでその元本総額の50%超が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集されるもので、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場又はこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され、日常的に取引され又はこれらが予定されているものをいう。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

2019年満期ユーロ円建取得条項（額面現金決済型）付転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称

日立金属株式会社2019年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債(以下において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100%（各本社債の額面金額1,000,000円）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2007年9月13日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Nomura International plcを主幹事引受会社兼ブックランナーとする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付の申込は条件決定日（下記6.(4)(ロ)に定義する。）の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。なお、当社は、幹事引受会社に対し、2007年9月7日（ロンドン時間）までに当社に通知することにより、本社債の額面金額合計額20億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

(2) 新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の102.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使に際し交付する株式数に1株未満の端数がある場合はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法（平成17年法律第86号）に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、当該行使請求の時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。

(2) 発行する新株予約権の総数

18,000個及び上記5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を1,000,000円で除した個数（2,000個を上限とする。）並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することのある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000,000円で除した個数の合計数。なお、本社債の額面1,000,000円に付する本新株予約権の数は1個とする。

(3) 新株予約権の割当日

2007年9月13日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表執行役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日（以下「条件決定日」という。）における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.42を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行 株式数} + \frac{\text{新発行・ 処分株式数}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・ 処分株式数}} \times \text{1株当たりの 払込金額}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い、組織再編等（下記7.(3)(ロ) に定義する。以下同じ。）その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (二) 転換価額は、(A)組織再編等が生じた場合であってかつ下記7.(3)(ロ) (i)乃至(iv)のいずれかの条件を充たす旨の通知を当社が本社債権者（下記7.(3)(ロ) に定義する。）に送付した場合、又は(B)下記7.(3)(ロ) (A)又は(B)記載の繰上償還が可能となる場合、転換価額減額期間（以下に定義する。）において、以下に述べる転換価額に減額されるものとする。減額後の転換価額は、上記(ロ)に従い当初転換価額が決定された日時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日（以下に定義する。）時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日及び本新株予約権付社債の要項に定める参照株価に依りて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は条件決定日における当社普通株式の終値とし、最高額は当初転換価額とする。かかる方式の詳細は、当社の代表執行役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、当初転換価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記(A)の場合は、転換価額減額開始日から当該組織再編等の効力発生日の5東京営業日前の日までの期間をいい、上記(B)の場合は、転換価額減額開始日から30日の期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記(A)又は(B)の通知の日から10東京営業日（下記7.(3)(ロ) (B)但書記載の場合は2東京営業日）以内の日で当社が指定する日をいう。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
2007年9月27日から2019年8月30日までとする。但し、下記7.(3)(ロ) 乃至 記載の繰上償還の場合には、当該償還日の3東京営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）まで（但し、下記7.(3)(ロ) 記載の繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。）、下記7.(3)(ハ)及び7.(3)(ニ)記載の繰上償還の場合には、償還通知書が下記7.(6)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、下記7.(3)(ホ)記載の買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び下記7.(3)(ヘ)記載の期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。
上記にかかわらず、当社が下記(8)に従って本社債を取得する場合は、当該取得の通知の翌日から当該取得日までの期間中、及び当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

期間（但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。）中は、本新株予約権を行使することはできない。

また、下記7.(3)(イ)及び(ロ)乃至(ニ)に従って本社債が償還された場合、下記7.(3)(ホ)に従って本社債が消却された場合及び本社債が失効した場合は、会社法第287条に従い、当該本社債に係る本新株予約権は当然に消滅する。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ) 2019年6月13日まで（同日を含まない。）は、本社債権者は、ある四半期の最後の取引日（下記(8)に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日まで（2019年4月1日から始まる四半期については、2019年6月13日まで）の期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及びの期間は適用されない。

(i)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がBBB以下である期間、又は(ii)R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間

当社が、本新株予約権付社債権者に対して、下記7.(3)(ロ)記載の当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間

当社が組織再編等を行うにあたり、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

(8) 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、2014年9月13日以降、当社の株式が該当証券取引所（以下に定義する。）に上場されていることを条件として、本社債権者に対する通知（以下「取得通知」という。）を行うことにより、取得日（以下に定義する。）現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得することができる。「取得日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。この場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社は、本(8)により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債（本新株予約権を除く。）の対価として額面金額の100%に相当する金額、及び(ii)転換価値（以下に定義する。）から額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして、その時点において有効な会社法を遵守する当社の株式取扱規程に従い、現金により精算する。）をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日（以下に定義する。）目の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

本(8)において「取引日」とは、該当証券取引所（東京証券取引所又は、当社若しくは承継会社等（下記(10)に定義する。）の普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合には、当該普通株式が上場（店頭登録又は証券取引所における取引を含む。）されている日本国内の主要な証券取引所若しくは証券市場をいう。）が開設されている日を行い、当社の普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。当該20連続取引日中に上記(4)(ハ)又は(二)記載の転換価額の調整又は減額事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の払込金額}}{\text{最終日転換価額}} \times \text{1株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価額をいう。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本社債の出資により本新株予約権が行使されると本社債は直ちに消却され、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

(10) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が発生した場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)当該時点で適用のある法律上（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、これを行うことが可能であり、(ii)そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社であるUnion Bank of California, N.A.（以下「受託会社」という。）に対して下記7.(3)(ロ) (iv)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受けることが予定されている会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)又は(ニ)と同様の調整に服する。

- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本社債権者が得られるのと同様の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(イ)及び(ロ)と同様の制限を受ける。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (ハ) 上記(イ)の定めに従い承継会社等の新株予約権が発行される場合、当該組織再編等の効力発生日をもって本新株予約権は消滅し、本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書に基づく義務は承継会社等が引き受け又は承継するものとする。当社は、本社債及び当該信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

180億円及び上記5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額（20億円を上限とする。）の合計額を合計した額。

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 本社債の償還の方法及び期限

(イ) 満期償還

2019年9月13日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。

(ロ) 当社の選択による繰上償還

任意繰上償還

当社は、2014年9月13日以降いつでも、本新株予約権付社債の所持人（以下「本社債権者」という。）に対して、30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。

税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記(9)(イ)記載の特約に基づく追加額の支払義務を負うこと及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる追加額の支払義務を回避し得ないことを受託会社に了解させた場合、当社は、その選択により、本社債権者に対する30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は撤回することができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当該時点で本社債に関する支払期日が到来したと仮定した場合において、当社が当該追加額の支払をしなければならないこととなる最初の日に先立つ90日より前にかかる通知を行うことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(9)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(9)(イ)記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

組織再編等による繰上償還

組織再編等が発生した場合で、かつ(i)当該時点において適用ある法律に従い（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、上記6.(10)記載の措置を講ずることができない場合、(ii)法律上は上記6.(10)記載の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(iii)当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にかかわらず、承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

行われる旨の確約を日本国内の証券取引所若しくは証券市場の運営組織から得ていない場合、又は、(iv)上記6.(10)記載の措置を講じたとしても、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の証券取引所において上場されないことを、上記株主総会若しくは取締役会における承認日時点において当社が予想している場合には、当社は、実務上可及的速やかに受託会社に対して上記(i)乃至(iv)のいずれかの条件が満たされた旨の代表執行役が署名した証明書を送付し、かつその旨を本社債権者に通知したときは、本社債権者に対して、8東京営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日の前東京営業日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、額面金額の100%で（本社債について下記(9)(イ)記載の追加支払額がある場合は当該追加支払額と合わせて）繰上償還することができる。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において、以下のいずれかが承認されることをいう。

- (a) 当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）
- (b) 資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却又は移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が第三者に移転される場合に限る。）
- (c) 会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が承継会社に承継される場合に限る。）
- (d) 株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）
- (e) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるもの

上場廃止等による繰上償還

(A) (i)証券取引法（金融商品取引法施行後の同法を含む。以下同じ。）に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、証券取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場（店頭登録又は証券取引所における取引を含む。以下本 において同じ。）が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が上場を維持するよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合（以下「上場廃止事由」という。）には、当社は、本社債権者に対して、8東京営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該上場廃止事由に係る上記6.(4)(二)記載の転換価額減額期間の最終日の5東京営業日後の日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、その額面金額の100%で（本社債について下記(9)(イ)記載の追加支払額がある場合は当該追加支払額と合わせて）繰上償還することができる。

(B) 上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本 に記載の本社債の償還は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該公開買付けの最初の決済日から60日以内に生じない場合、当社は、本社債権者に対して、8東京営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該上場廃止事由に係る上記6.(4)(二)記載の転換価額

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

減額期間の最終日の5東京営業日後の日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、その額面金額の100%で(本社債について下記(9)(イ)記載の追加支払額がある場合は当該追加支払額と合わせて)繰上償還することができる。

当社が上記 及び本 の両方に基づき本社債を償還することができる場合には、上記 の手続が適用されるものとする。

(八) 本社債権者の選択による繰上償還(組織再編等又は上場廃止事由が発生した場合を除く。)

本社債権者は、その保有する本社債を2011年9月13日又は2015年9月11日(以下個別に又は併せて「選択的償還期日」という。)において、その額面金額の100%で(当該社債について下記(9)(イ)記載の追加支払額がある場合は当該追加支払額と合わせて)償還するように当社に対し請求する権利を有する。かかる請求権を行使するために、本社債権者は、当該選択的償還期日に先立つ30日以上60日以内の間に所定の様式の償還請求通知書を作成し、当該本社債を表章する本新株予約権付社債券(下記(4)に定義する。)を添付して下記(6)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の指定された事務所に提出しなければならない。かかる償還請求は取消し不能であり、当社の書面による同意のない限り撤回することができない。

但し、当社が、上記(ロ)乃至 に基づく繰上償還に係る本新株予約権付社債の要項所定の通知又は上記6.(8)記載の取得通知を行った場合、当該各通知の前後にかかわらず、本(八)に優先して上記(ロ)乃至 に基づく繰上償還又は上記6.(8)に基づく本新株予約権付社債の取得の規定が適用されるものとする。

(二) 組織再編等及び上場廃止事由が発生した場合の本社債権者の選択による繰上償還

上記6.(4)(二)に従い転換価額の減額がなされる場合、本社債権者は、その保有する本社債を、上記6.(4)(二)記載の転換価額減額開始日以降、その額面金額の100%で(当該社債について下記(9)(イ)記載の追加支払額がある場合は当該追加支払額及び償還プレミアム(以下に定義する。)と合わせて)償還するように当社に対し請求する権利を有する。かかる請求権を行使するために、本社債権者は、上記6.(4)(二)記載の転換価額減額期間の最終日の5東京営業日以前に所定の様式の償還請求通知書を作成し、当該本社債に係る本新株予約権付社債券を添付して下記(6)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の指定された事務所に提出しなければならない。かかる償還請求は取消し不能であり、当社の書面による同意のない限り撤回することができない。当社は、当該転換価額減額期間の最終日の2東京営業日後の日において、通知がなされた全ての本新株予約権付社債を償還するものとする。

「償還プレミアム」とは、本新株予約権付社債の発行日における額を本社債の額面金額の2.5%、上記(イ)記載の償還期限における額をゼロとし、当該償還日に応じて、1年間を365日とする線形補間により計算される金額をいう。

但し、当社が、上記(ロ)又は に基づく繰上償還に係る本新株予約権付社債の要項所定の通知又は上記6.(8)記載の取得通知を行った場合、当該各通知の前後にかかわらず、本(二)に優先して上記(ロ)又は に基づく繰上償還又は上記6.(8)に基づく本新株予約権付社債の取得の規定が適用されるものとする。

当社が、上記(ロ)又は に基づく繰上償還に係る本新株予約権付社債の要項所定の通知を行った場合、当該各通知の前後にかかわらず、上記(ロ)又は に基づく繰上償還の規定に優先して本(二)が適用されるものとする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(ホ) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。なお、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により、随時、本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又はその消却のため当社に引渡すことができる。

(ヘ) 債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債の要項で定める、本社債に関する支払遅延、当社又はその主要子会社について、元本10億円以上の金銭債務若しくは保証債務の不履行、倒産手続きの開始、倒産若しくは解散の命令、解散の決議、支払い停止、事業の停止、又は重要な財産に対する執行が生じた場合で、かつ、受託会社が、自らの裁量又は社債権者集会の特別決議に基づき、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、プレミアム（もしあれば）及び以下に定める遅延利息と共に、その額面金額の100%を直ちに償還しなければならない。

遅延利息は、下記(6)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人が指定するユーロ円市場における主要な銀行によって引用される、債務不履行の日の午前11時（ロンドン時間）現在の3ヶ月円預金に係るオフアード・レートと等しいものとして、当該主支払・新株予約権行使請求受付代理人が決定する年率を額面金額に乗じた額をいう。

(ト) 償還場所

下記(6)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の営業所において支払う。

(4) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(5) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(6) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

株式会社三菱東京UFJ銀行ロンドン支店を主支払・新株予約権行使請求受付代理人とする。

(7) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

Union Bank of California, N.A.

(8) 社債の担保又は保証

該当なし。

(9) 特約

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき、日本国又はその他の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加額を支払う。

(ロ) 担保提供制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、外債（以下に定義する。）について、(i)当該外債に関する支払、(ii)当該外債の保証

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

に基づく支払、又は(iii)当該外債に関する補償その他これに類する他の債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の所持人の利益のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産、資産又は収入の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存在させないものとする。但し、(a)本社債について、受託会社の満足する内容で、かかる外債、保証、補償若しくはこれらに類するその他の債務に係る上記担保と同順位の担保を提供し、又は上記担保と実質的に同一の条件の取決めを行う場合、又は(b)受託会社が、その完全な裁量において、本社債権者にとって著しく不利益ではないと判断し、若しくは、本新株予約権付社債の社債権者集会特別決議において承認された、その他の担保、保証、補償その他これに類する債務若しくは取決めを本社債にも提供する場合はこの限りでない。

本項において、「外債」とは、ある者が発行する債券、ディベンチャー、ノートその他これに類する証券のうち期間1年超のもので、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券、又は円貨建てでその元本総額の50%超が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集されるもので、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場又はこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され、日常的に取引され又はこれらが予定されているものをいう。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

【ご 参 考】

1. 資金の用途

(1) 今回調達資金の用途

本資金調達に係る発行手取り金は、全額、当社が2006年12月に実施したNEOMAX株式の公開買付けの際に調達した短期借入金の一部返済に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債はゼロ・クーポンでの発行であり、新たな金利負担による業績への影響はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

お客様のニーズや技術の進化とグローバル化のなかで、国際的な競争力を強化し、企業価値の増大を通じて、株主の皆様へ長期的かつ適正な利益還元を行うことが会社の責務であると考えております。このために先行投資を可能とする財務体質の維持・強化を図りつつ、安定的に剰余金の配当を継続することを基本方針としております。また、自己の株式の取得につきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とすることなどを目的として、その必要性、財務状況、株価水準等を勘案して適宜実施いたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当につきましては、財務体質の強化、経営基盤の充実を図り、今後の事業展開等をも勘案して実施することとしております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金は、将来の事業展開を見据えて、新素材の開発・製品化、新事業の創出、競争力のある製品の増産・合理化及び世界規模の適地適産体制の構築などに投資する方針です。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
1株当たり当期純利益	12.90円	18.26円	34.18円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	10.00円 (5.00)	10.00円 (5.00)	10.00円 (5.00)
実績配当性向	77.5%	54.8%	29.3%
自己資本当期純利益率	3.9%	5.4%	9.5%
純資産配当率	3.0%	3.0%	2.8%

(注) 1. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本(期首の自己資本と期末の自己資本の平均)で除した数値です。

2. 純資産配当率は、1株当たり年間配当金総額を純資産(期首1株当たりの純資産の部合計と期末1株当たりの純資産の部合計の平均)で除した数値です。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

該当なし。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
始 値	500円	673円	1,400円	1,312円
高 値	727円	1,468円	1,510円	1,605円
安 値	455円	651円	935円	1,126円
終 値	676円	1,385円	1,310円	1,370円
株 価 収 益 率	52.4倍	75.8倍	38.3倍	-

- (注) 1. 平成20年3月期の株価については、平成19年8月27日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当り当期純利益で除した数値であります。
3. 株価は全て、東京証券取引所における当社普通株式の株価です。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。